

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、後期高齢者医療制度に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

熊谷市長

## 公表日

令和7年5月30日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	<p>熊谷市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</li><li>・被保険者証及び資格確認書の引渡し</li><li>・被保険者証及び資格確認書の返還の受付</li><li>・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</li><li>・保険料に関する申請の受付</li><li>・保険料の徴収</li></ul> <p>その他、被保険者資格の管理、保険料の決定、医療給付については、県内全市町村が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づいて、広域連合は、後期高齢者医療制度に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>&lt;公金受取口座登録制度に関する事務&gt;</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、後期高齢者医療保険料を還付する必要がある被保険者の公金受取口座情報を、本人同意に基づき、情報照会により取得する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①保険料振込依頼(被保険者→市)</li><li>②情報照会(市→デジタル庁)、及び取得した公金受取口座情報の入力・管理</li><li>③被保険者への保険料の還付(市→被保険者)</li></ol> <p>&lt;標準準拠システムへの移行&gt;</p> <p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の住民情報系システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行した(令和7年1月14日)。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目、システム構成は変更となったが、事務及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 後期高齢システム</li><li>2. 統合収納管理システム</li><li>3. 統合滞納管理システム</li><li>4. 中間サーバー</li><li>5. 共通基盤システム(庁内連携システム)</li><li>6. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(※広域連合)</li></ol>

## 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)後期高齢ファイル
- (2)資格管理宛名ファイル(※広域連合)

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>個人番号利用の根拠</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 及び 同法別表の85項</li><li>2 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条</li></ol>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> <div style="text-align: center;">           [    実施する    ]         </div>
②法令上の根拠	<p>情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の根拠</p> <p>1 番号利用法 第19条第8号</p> <p>2 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p> <p>情報照会の根拠 : 同令第2条の表の117項 及び 同令第119条</p> <p>※情報提供なし</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市市民部保険年金課後期高齢者医療係 電話048-524-1111 内線278
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ○ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守している。		

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> ] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	保険年金課 鯨井 敏朗	保険年金課 高柳 勤	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市市民部保険年金課後高齢者医療係 電話048-524-1111 内線278	事後	本市全体の対応のため
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年10月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課 高柳 勤	課長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 収納消込/滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1. 後期高齢システム 2. 収納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 共通基盤システム(庁内連携システム) 6. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(※広域連合)	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)後期高齢被保険者情報ファイル (2)後期高齢収納滞納ファイル (3)宛名情報ファイル	(1)後期高齢ファイル (2)資格管理宛名ファイル(※広域連合)	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・被保険者証及び資格証明書の引渡し ・被保険者証及び資格証明書の返還の受付 ・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ・保険料に関する申請の受付 ・保険料の徴収  番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、後期高齢者医療制度に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	熊谷市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・被保険者証及び資格証明書の引渡し ・被保険者証及び資格証明書の返還の受付 ・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ・保険料に関する申請の受付 ・保険料の徴収  その他、被保険者資格の管理、保険料の決定、医療給付については、県内全市町村が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う。  番号利用法別表第二に基づいて、広域連合は、後期高齢者医療制度に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	未定	事後	
平成30年10月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律に関する情報」が含まれる項(83の項)  (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項)	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律に関する情報」が含まれる項(83の項) ※別表第二主務省令未制定  (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項) ※別表第二主務省令未制定	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月31日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	IVリスク対策 追加	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・被保険者証及び資格証明書の引渡し ・被保険者証及び資格証明書の返還の受付 ・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ・保険料に関する申請の受付 ・保険料の徴収  その他、被保険者資格の管理、保険料の決定、医療給付については、県内全市町村が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う。  番号利用法別表第二に基づいて、広域連合は、後期高齢者医療制度に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	熊谷市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・被保険者証及び資格証明書の引渡し ・被保険者証及び資格証明書の返還の受付 ・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ・保険料に関する申請の受付 ・保険料の徴収  その他、被保険者資格の管理、保険料の決定、医療給付については、県内全市町村が加入する埼玉県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う。  番号利用法別表第二に基づいて、広域連合は、後期高齢者医療制度に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。		
令和4年10月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		<公金受取口座登録制度に関する事務> 公金受取口座登録制度の開始に伴い、後期高齢者医療保険料を還付する必要のある被保険者の公金受取口座情報を、本人同意に基づき、情報照会により取得する。 ①保険料振込依頼(被保険者→市) ②情報照会(市→デジタル庁)、及び取得した公金受取口座情報の入力・管理 ③被保険者への保険料の還付(市→被保険者) ※R5.2から公金受取口座情報が照会可能となる予定。	事前	令和5年2月から保険料の還付に係る公金受取口座の情報取得が可能となる予定のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の59項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の59項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・別表第二省令第43条の2の2	事後	令和5年2月から保険料の還付に係る公金受取口座の情報取得が可能となる予定のため。
令和4年10月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	令和5年2月から保険料の還付に係る公金受取口座の情報取得が可能となる予定のため。
令和4年10月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律に関する情報」が含まれる項(83の項) ※別表第二主務省令未制定 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項) ※別表第二主務省令未制定	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第一項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定める者」が含まれる項(83の項) ※別表第二主務省令未制定 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項) ※別表第二省令第43条の2の2	事前	令和5年2月から保険料の還付に係る公金受取口座の情報取得が可能となる予定のため。
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年5月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号利用法別表第二に基づいて、広域連合は、後期高齢者医療制度に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。  <公金受取口座登録制度に関する事務> 公金受取口座登録制度の開始に伴い、後期高齢者医療保険料を還付する必要がある被保険者の公金受取口座情報を、本人同意に基づき、情報照会により取得する。 ①保険料振込依頼(被保険者→市) ②情報照会(市→デジタル庁)、及び取得した公金受取口座情報の入力・管理 ③被保険者への保険料の還付(市→被保険者)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づいて、広域連合は、後期高齢者医療制度に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。  <公金受取口座登録制度に関する事務> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、後期高齢者医療保険料を還付する必要がある被保険者の公金受取口座情報を、本人同意に基づき、情報照会により取得する。 ①保険料振込依頼(被保険者→市) ②情報照会(市→デジタル庁)、及び取得した公金受取口座情報の入力・管理 ③被保険者への保険料の還付(市→被保険者)	事前	改正番号利用法対応(令和6年5月27日施行)のための修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号利用法第9条第1項 別表第一の59項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条  3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・別表第二省令第43条の2の2	個人番号利用の根拠  1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 及び 同法別表の85項  2 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事前	改正番号利用法対応(令和6年5月27日施行)のための修正
令和6年5月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第一項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定める者」が含まれる項(83の項) ※別表第二主務省令未制定  (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項) ※別表第二省令第43条の2の2	情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の根拠  1 番号利用法 第19条第8号  2 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令  情報照会の根拠 : 同令第2条の表の117項 及び 同令第119条  ※情報提供なし	事前	改正番号利用法対応(令和6年5月27日施行)のための修正
令和6年5月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年5月24日 時点	事前	
	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年5月24日 時点	事前	
令和6年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	<標準準拠システムへの移行(令和7年1月14日切替予定)> 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の住民情報システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行する(令和7年1月14日の予定)。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目は変更となるが、事務、システム構成及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。	事前	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づくシステム標準化対応のための再評価(標準準拠システムへの切替予定日: R7.1.14)
令和6年11月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年5月24日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づくシステム標準化対応のための再評価(標準準拠システムへの切替予定日: R7.1.14)
令和6年11月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年5月24日 時点	令和6年11月1日 時点	事前	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づくシステム標準化対応のための再評価(標準準拠システムへの切替予定日: R7.1.14)
令和6年11月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	選択:「 接続しない(提供)」	選択:「 <input type="radio"/> 接続しない(提供)」 判断の根拠:情報提供ネットワークシステムへ市町村は提供の接続は行わない。	事後	錯誤

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	IV リスク対策 B. 人手を介在させる作業	—	選択:「十分である」 判断の根拠:「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守している。	事前	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づくシステム標準化対応のための再評価(標準準拠システムへの切替予定日: R7.1.14)
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	熊谷市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・被保険者証及び資格証明書の引渡し ・被保険者証及び資格証明書の返還の受付 (略) <標準準拠システムへの移行(令和7年1月14日切替予定)> 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の住民情報システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行する(令和7年1月14日の予定)。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目は変更となるが、事務、システム構成及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。	熊谷市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・被保険者証及び資格確認書の引渡し ・被保険者証及び資格確認書の返還の受付 (略) <標準準拠システムへの移行> 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定に基づき、既存の住民情報システムを国の標準仕様書に準拠したシステムに改修した上で、ガバメントクラウド上へ移行した(令和7年1月14日)。なお、標準化対応に伴い、特定個人情報ファイル内の項目及びシステム構成は変更となるが、事務及び特定個人情報ファイルの種類に変更はない。	事後	
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	2. 収納管理システム 3. 団体内統合宛名システム	2. 統合収納管理システム 3. 統合滞納管理システム	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月30日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和7年5月30日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更のため